

5 福薬業発第 3 8 3 号
令和 5 年 1 1 月 2 4 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 永嶋 友洋

薬局・薬剤師 DX を見据えた各薬局の取り組みと体制整備について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

薬局・薬剤師 DX を見据えた、各薬局において取り組んでいただきたい事項のチェックリストとなっておりますので、ご参照いただきご活用ください。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

○本チェックリストやサイバーセキュリティ対策チェックリスト等は、
本会ホームページからもダウンロードいただけますのでご活用ください。
福岡県薬剤師会ホームページ 〉 会員専用ページ 〉 医療 DX 推進委員会
https://www.fpa.or.jp/member/_3106.html

日 薬 情 発 第 1 1 9 号
令和 5 年 11 月 21 日

都道府県薬剤師会 担当役員殿

公益社団法人日本薬剤師会
副会長 渡邊 大記

薬局・薬剤師DXを見据えた各薬局の取り組みと体制整備について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、11月7日に開催いたしました令和5年度医療DX・薬局機能向上・地域医薬品提供体制に係る全国担当者会議において、オンライン服薬指導やサイバーセキュリティ対策など、昨今の医療DXにおける薬局業務の高度化に伴い、各薬局で体制整備・構築を推進していただくことの重要性についてご説明いたしました。

医療DXの推進はコストの負担等、一部課題があるものの、国民の健康増進や切れ目のない質の高い医療を提供するためには積極的に体制を構築することが重要です。

そこで本会では、各薬局において取り組んでいただきたい事項をチェックリストにまとめてみましたので添付をご参照いただきご活用ください。

また、電子お薬手帳やオンライン服薬指導等のシステムを未導入の薬局におかれましては、この機会にぜひ導入をご検討いただければ幸いです。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

薬局・薬剤師DXを見据えて、今取り組むこと

【Check1】調剤情報の充実

□電子処方箋への対応

オンライン資格確認等システムの導入が原則として義務化となり、ほぼ全ての薬局を網羅し得る基盤が整備され、当該システムへ電子処方箋に対応したシステムを付加することにより、電子処方箋の応需体制を構築する。

各薬局が導入しているレセコンベンダに対応を求め、当該体制の構築をすることにより、調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録することが可能になる。この体制整備は、従来からの紙処方箋を応需した場合であっても、同様の登録が可能となるため調剤情報の充実を図ることとなる。

【Check2】医薬品提供体制における課題解決

□オンライン服薬指導への対応

オンライン服薬指導は、医薬品提供体制における社会的ニーズに対応していくために必要な解決策であり、そのニーズには過疎地・僻地等のような顕在化されたニーズだけでなく、子育て世代・在宅等のような潜在的なニーズへも対応することになる。

全ての薬局においてオンライン服薬指導の実施を可能にすることは、新たな機会として一律に獲得とすべきことであり、患者が薬局を選択する上での優位性や立地による競争優位から脱却することにもなる。そのためにはオンライン診療やオンライン服薬指導が広まりつつある現段階において全薬局がその導入を検討し、その上でいつでも対応可能な体制とするための訓練をしておくことも必要となる。

【Check3】新しい時代のコミュニケーションツールとして

□電子お薬手帳への対応（日薬 e お薬手帳 3.0 など）

次世代型の電子お薬手帳の活用に向け、日薬が提供する「e お薬手帳」も「3.0」へとリニューアルし、患者が所有・活用するツールとして、より充実した機能へと進化させている。調剤薬の情報については患者同意のもと来局時のワンタイムパスワードを無くすだけでなく、薬局での入力により患者サーバにも共有させることが可能になっており、また要指導医薬品や一般用医薬品等の商品バーコードを読むことによりセルフメディケーションへも対応し、ライフログとしての役割を果たす。また本年度内にはマイナポータルとの連携により得る薬剤情報の永年的な保管や、前項を実施する環境整備のためにもオンライン服薬指導システムを実装する。今後の更なる機能拡張により薬剤師としての患者フォローアップツールとしての利用等も視野にある。これらにより患者QOLの向上、利用者の生涯的な価値の獲得、また医療DXに対応していく中での優位性を持つためにも、電子お薬手帳に対応したシステムを薬局に導入する必要がある。

【Check4】安全・安心な薬物療法の向上

□マイナ保険証の利用促進

医療DXにおけるマイナ保険証は、医療情報の利活用において根幹をなすシステムであり、デジタル社会における個の意思表示がなされるためにも普及・定着が必要になる。そのことを理解した上で患者への啓発を行い、同意を得た上での情報の利活用により重複等のチェックや、他科受診や他薬局での調剤内容を客観的に把握することが可能になり、併用薬や併発している疾病による禁忌などをチェックすること等により、ICTを活用した安全・安心な薬物療法に貢献する。

【Check5】薬局としてのサービスを継続し続ける

□サイバーセキュリティ対策

医療のICT化が進んだ環境においては、情報の流通が容易になる一方、一定のデジタルの知識や技術を持つ者が、それを悪用する可能性も十分にあり得ることを認識し、それらに対する対策を講じることを意識する必要がある。昨今の医療機関に対するサイバー攻撃の増加により甚大な被害がもたらされる可能性があること等を踏まえ、医療法第17条に規定する医療機関の管理者が遵守すべき具体的事項として、サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることが医療法施行規則第14条第2項を新設して定められた（令和5年3月10日改正省令公布）。また薬局においても同様に薬機法施行規則第11条第2項に薬局の管理者の遵守事項として明確化された（令和5年3月31日改正省令公布）。優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストが作成され、令和5年10月13日発出された内容は通知している。薬局の業務が停止するリスクを回避するためにも、また個人情報の窃取被害を防ぐためにも対策を講じておく必要がある。